

7 会 監 第 225 号

令和 8 年 3 月 27 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 齋 藤 浩

会津若松市監査委員 丸 山 さよ子

定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 企画政策部
- (2) 観光商工部
- (3) 会計課
- (4) 議会事務局
- (5) 監査事務局
- (6) 上下水道局

3 監査の着眼点及び実施内容

会津若松市監査基準に準拠し、令和 6 年度執行分の事務事業及び工事について、財務事務に係る事務の執行及び経営に係る事業

の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げているか等の観点から、関係書類を調査するとともに、所属長から説明を聴取する方法等により監査を実施した。

4 監査の実施場所及び日程

ア 実施場所 監査事務局及び河東支所内会議室

イ 実施日 令和7年10月7日から令和8年2月4日まで
(うち対面監査 令和8年2月4日)

5 監査結果

事務事業及び工事の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、一部改善等の必要を認める事項が見受けられた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

○地域イントラネット光ケーブル撤去工事（企画政策部情報戦略課）

【主な問題点】

- ・ 小額工事における受注者選定の誤り
- ・ 工事手法のあり方

【事案の概要】

地域イントラネット光ケーブル撤去工事（以下「撤去工事」という。）は、地区公民館、小中学校等において、庁内ネット

ワークの接続に使用していた市専用の光ケーブルの民間の通信サービスへの切り替えに伴い、不要となった光ケーブルを撤去する工事であるが、全て小額工事として発注された撤去工事において不適切な事務手続が確認された。

【市内業者以外の業者への発注】

契約検査課作成の小額工事発注マニュアルによれば、小額工事の受注者は、原則として市入札参加資格登録を有する市内に本社又は本店を有する建設業者（以下「市内業者」という。）と定められているにもかかわらず、令和6年度発注の撤去工事5件のうち、旭町地区と湯川町地区の2件の工事契約では、市内業者以外の業者に発注していた。

このことについては、対面監査において確認したところ、小額工事における業者の選定原則を把握せずに、工事金額が安価だったことを理由に、市内業者以外の業者を選定したとの説明があった。

このことは、小額工事の発注に際し、必要な事務手続を十分に熟知しないままに行った結果であり、小額工事の趣旨に沿わない契約がなされていたと言わざるを得ない。

【分割発注による小額工事の適用】

公共工事については、公共工事の品質確保の促進に関する法律の規定に則り、適正に作成された設計図書等により、適正な予定価格を定めて行うことが原則であるが、小額工事は、予定価格50万円未満の工事のうち、「市民生活に危険又は支障を及ぼすおそれがあり、緊急の対応を必要とする工事」又は「設計

図書を省略することが合理的と認められる軽易な工事」に限定して認められた随意契約であるため、常に契約の透明性の検証が求められている。令和6年度の撤去工事（請負金額合計141万9,055円）については、5件の工事が小額工事として個々に発注されていた。

このことについて対面監査において確認したところ、

ア 撤去工事の発注は、光ケーブルを共架している電柱の所有者である東日本電信電話株式会社又は東北電力ネットワーク株式会社からの移設通知書に記載の工事完了指定日までに撤去を行う必要があった。通知の時期は事前に知り得ることができず、通知から工事完了指定日までの期間も2か月程度であることからその都度、小額工事として発注してきた。

イ 撤去工事発注の判断に当たっては、小額工事の発注要件である「設計図書を省略することが合理的と認められる軽易なもの」への該当、「自課での発注」について事前に契約検査課との協議を行い、了承を得ていた。

との説明があった。

説明のあった事情については、一定の理解は示せるものの、当該撤去工事は、過年度から継続的に実施されている同一内容の工事であることを踏まえれば、少なくとも令和6年6月の同時期に発注した2件の撤去工事（工事概要の工事1、工事2）については、まとめて発注することが可能であり、公平性、公正性が確保された適正な契約とするうえでは、安易に同一工事

の分割発注ともとれる状況は、厳に慎むべきである。

【工事主管課以外での小額工事発注の是非】

さらに、撤去工事においては、公道等に設置されている電柱に共架されるケーブルの撤去が行われるが、ケーブル下は歩行者を含めた一般交通がある中での撤去作業であり、十分な安全管理が求められるところである。発注者である市としても、その責を負う必要があることを勘案すれば、撤去工事の施工において適切な監理を行うためには、技術的専門知識を持つ技術職員を監督職員とすべきであり、施設所管課での発注を可能とする「軽易な工事」と捉えるべきではなく、工事主管課に依頼して施工されるべきものと思料する。

【光ケーブル撤去への対応】

最後に、不要となった光ケーブルの撤去については、全体延長 65,544 mのうち、令和7年度時点の撤去済延長は 2,443 mであって、これまでの進捗率は約4%に過ぎず、仮にこの進捗ペースで全ケーブルの撤去を終えるには100年以上要する計算になる。その間、毎年電柱共架料の支払い（令和7年度は178万5,874円）が継続することや、光ケーブル自体の耐久性が消失し落下事故等が発生する懸念もあることから、電柱所有者の意向による対処的な対応ではなく、全体的な撤去計画を作成し、経済性や効率性を検討したうえで、光ケーブルの撤去が実施されるよう努められたい。

【参考】工事概要

○工事1

工事名 地域イントラネット光ケーブル（河東町郡山）撤去
工事

工期 令和6年6月4日から同年7月31日まで

契約金額 33万5,500円（税込み）

受注者 株式会社光電設

○工事2

工事名 地域イントラネット光ケーブル（旭町）撤去工事

工期 令和6年6月5日から同年8月9日まで

契約金額 32万650円（税込み）

受注者 株式会社大和電通 ※市内業者以外の業者

○工事3

工事名 地域イントラネット光ケーブル（年貢町大道東）撤
去工事

工期 令和6年6月24日から同年7月31日まで

契約金額 22万円（税込み）

受注者 株式会社目黒工業商会

○工事4

工事名 地域イントラネット光ケーブル（宮町）撤去工事

工期 令和6年7月22日から同年9月30日まで

契約金額 23万8,480円（税込み）

受注者 株式会社光電設

○工事5

工事名 地域イントラネット光ケーブル（湯川町）撤去工事

工期 令和6年11月12日から同年12月27日まで

契約金額 30万 4,425 円（税込み）

受注者 株式会社大和電通 ※市内業者以外の業者